

令和7年度 NEXCO 東日本管内 車載器購入助成キャンペーン事務局運営業務（令和8年度実施）

No.	項目名等	質問内容	回答内容
1	履行実績証明書	<p>【必要書類】</p> <p>履行実績証明書の実績証明書類について、下記の2点についてご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回線数がわかるものの例として体制図の記載がありますが、契約先の押印がない、弊社からの提出書類でも証明書類として扱えますでしょうか。 ・契約が完了した実績を証明する書類として完了届、完了報告書が事例として記載されていますが、契約完了の証明であれば解約証書でも問題ないでしょうか。それとも業務が完了していることが明記されていることが必須となりますでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約が完了した実績を証明する書類（完了届など）と同一契約であることが、契約件名などで確認できる場合は回線数がわかる書類に押印などは不要です。 ・対象の契約において、仕様書や契約書にて「解約証書をもって完了とする」など、解約証書の提出が完了の取扱とする記載が確認できる場合は可としますが、記載等で完了していることが確認できない場合は不可とします。（その解約が契約内容が履行された上での解約なのか、途中で打ち切ることにより提出されたものなのか弊社では判別できない為）
2	履行実績証明書	<p>【必要書類】</p> <p>履行実績証明書の実績証明書類について、下記についてご教示ください。</p> <p>各月の完了届では受付不可とのことですが、既に完了している業務について、「契約期間内におけるすべての月の完了届」が揃っている場合は条件を満たしていると考えて差し支えないでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内における各月の完了届があれば満たしているものと考えます。（例：期間が令和7年4月～12月であれば、4～12月の各月の完了届を提出） ただし、どの履行月に対する完了届なのか確認できなければ、不可とします。 また、「契約が完了した実績を証明する書類」として各月の完了届をご提出いただく場合は、「業務内容を証明する書類」、「契約した実績を証明する書類」もあわせてご提出が必要になります。